



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計通信

2022年11月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00 ~ PM 5:00

人材開発支援助成金が利用しやすくなりました

人材開発支援助成金とは？

平成 28 年度までキャリア形成促進助成金という名称でしたが、平成 29 年度に変更があり、名称とともに助成額が増加するなど、内容も変更されました。

人材開発支援助成金は、企業が従業員の職業訓練をより積極的に行えるよう、訓練の経費や賃金の一部を補助する制度です。似た制度にキャリアアップ助成金がありますが、キャリアアップ助成金は非正規雇用の方が対象となるのに対し、人材開発支援助成金は正規雇用されている方が対象となります。

令和 4 年 9 月・10 月の改正点とは？

実は令和 4 年 4 月に改正があったのですが、この改正で助成金が非常に利用しにくい状況になっていました。そのため、利用者増のために今回 9 月・10 月に要件を緩和する改正がありました。要件が複雑なため、簡単に一部変更点を挙げると以下のとおりです。

変更前	変更後
申請者と3親等以内の親族が運営する施設やグループ会社など、 関係性がある訓練施設 での訓練は対象外	左記施設でも対象
Zoom などを利用した通信訓練をした際には、訓練をしたことが分かる 写真などの提出が必要	左記の提出不要
教育訓練実施時に 経費負担申立書の提出が必要	左記の提出不要

中小企業にとって、人材開発に注力したくても、費用が掛かり断念せざるを得ない状況があると思います。しかし、人材の開発は企業の未来の財産となります。この機会に助成金を使い人材開発に力を入れてみませんか。

厚生労働省の HP などにも人材開発支援助成金の詳細が記載されていますが、内容が複雑で分かりづらい部分が多くあります。何かご不明点等ございましたら、担当者までお気軽にご相談ください。

(志戸岡 記)

